



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
2月8日  
第281号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) .....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) .....	1

### ○ 公 告

国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課) .....	2
大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課) .....	2
令和4年経営事項審査等実施公告(監理課) .....	3
浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告(流域政策局) .....	6
一般競争入札の公告(教育総務課) .....	7

### ○ 病 院 事 業 庁 告 示

入札参加者に必要な資格等 .....	16
--------------------	----

### ○ 病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告 .....	17
-----------------	----

## 告 示

### 滋賀県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	キリン堂薬局守山梅田店	守山市梅田町11-19	薬局	山本 瑞季	令和4.2.1
更生医療・育成医療	ウエルシア薬局東近江沖野店	東近江市沖野四丁目1-7	薬局	内田 絢子	令和4.2.1
更生医療・育成医療	ひなつ薬局	彦根市日夏町670-1	薬局	豊田 彩織	令和4.2.1

### 滋賀県告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日

松原調剤薬局

彦根市松原町1892-2-2

薬局

令和4.1.31

**滋賀県告示第44号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
松原調剤薬局	彦根市松原町1892-2-2	薬局	令和4.1.31

**公 告****国土調査の成果の認証公告**

犬上郡多賀町大字河内の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 犬上郡多賀町
- 2 調査を行った時期 平成28年8月から平成31年3月まで
- 3 成果の名称 犬上郡多賀町大字河内の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 犬上郡多賀町大字河内の一部
- 5 認証年月日 令和4年1月31日

**国土調査の成果の認証公告**

犬上郡豊郷町大字吉田の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 犬上郡豊郷町
- 2 調査を行った時期 平成29年12月から令和2年1月まで
- 3 成果の名称 犬上郡豊郷町大字吉田の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 犬上郡豊郷町大字吉田の一部
- 5 認証年月日 令和4年1月31日

**国土調査の成果の認証公告**

犬上郡豊郷町大字四十九院、大字安食南、大字石畑、大字八町の各一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 犬上郡豊郷町
- 2 調査を行った時期 平成29年12月から令和2年3月まで
- 3 成果の名称 犬上郡豊郷町大字四十九院、大字安食南、大字石畑、大字八町の各一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 犬上郡豊郷町大字四十九院、大字安食南、大字石畑、大字八町の各一部
- 5 認証年月日 令和4年1月31日

**大規模小売店舗の新設の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ジョーシン水口北脇店 甲賀市水口町北脇字中切440番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 代表取締役 金谷隆平
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 代表取締役 金谷隆平
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年9月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,836平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 126台
- 7 駐輪場の収容台数 48台
- 8 荷さばき施設の面積 40平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
  - (1) 廃棄物保管施設の計画 15.54立方メートル
  - (2) リサイクル品保管施設の計画 15.54立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から21時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和4年1月18日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
  - (2) 縦覧期間 令和4年2月8日から令和4年6月8日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和4年6月8日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 令和4年経営事項審査等実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 申請日および受付場所
  - (1) 申請の受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
  - (2) 新たに経営事項審査申請等をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和4年5月23日(月)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
  - (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。
- 2 申請の受付方法
  - (1) 令和3年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
  - (2) 新たに経営事項審査申請等をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定

める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。

- (3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。

予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。

専用電話番号 077-527-5678

電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり(閉庁日を除く。)とする。

- 3 公告に関する問合せ先 滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話  
077-528-4114

別表 令和4年経営事項審査申請等受付時期（対象：令和3年10月～令和3年12月決算法人、個人事業主）

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間（閉庁日を除く午前9時から午後 5時まで（正午から午後1時までを除く。））
大 津 市	法人	令和3年10月	令和4年3月10日(木)	大津合同庁舎6階6D会議室	令和4年2月10日(木)～令和4年3月3日(木)
		11月、12月	令和4年4月12日(火)、13日(水)		令和4年3月11日(金)～令和4年4月6日(水)
	個人		令和4年5月20日(金)		令和4年4月20日(水)～令和4年5月13日(金)
草 津 市 守 山 市 栗 東 市 野 洲 市	法人	令和3年10月	令和4年3月10日(木)	大津合同庁舎6階6D会議室	令和4年2月10日(木)～令和4年3月3日(木)
		11月、12月	令和4年4月12日(火)、13日(水)		令和4年3月11日(金)～令和4年4月6日(水)
	個人		令和4年5月9日(月)		令和4年4月8日(金)～令和4年5月6日(金)
甲 湖 市 賀 南 市	法人	令和3年10月	令和4年3月9日(水)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和4年2月9日(水)～令和4年3月2日(水)
		11月、12月	令和4年4月14日(木)		令和4年3月14日(月)～令和4年4月7日(木)
	個人		令和4年5月13日(金)		令和4年4月13日(水)～令和4年5月2日(月)
近 江 八 幡 市 東 近 江 市 蒲 生 郡	法人	令和3年10月	令和4年3月9日(水)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和4年2月9日(水)～令和4年3月2日(水)
		11月、12月	令和4年4月14日(木)		令和4年3月14日(月)～令和4年4月7日(木)
	個人		令和4年5月18日(水)、19日(木)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和4年4月18日(月)～令和4年5月12日(木)
彦 根 市 愛 知 郡 犬 上 郡	法人	令和3年10月	令和4年3月8日(火)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和4年2月8日(火)～令和4年3月1日(火)
		11月、12月	令和4年4月15日(金)		令和4年3月15日(火)～令和4年4月8日(金)
	個人		令和4年5月11日(水)、12日(木)		令和4年4月11日(月)～令和4年5月6日(金)
長 浜 市 米 原 市	法人	令和3年10月	令和4年3月8日(火)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和4年2月8日(火)～令和4年3月1日(火)
		11月、12月	令和4年4月15日(金)		令和4年3月15日(火)～令和4年4月8日(金)
	個人		令和4年5月16日(月)、17日(火)	湖北合同庁舎1階第1会議室	令和4年4月15日(金)～令和4年5月10日(火)
長 浜 市 (旧伊香郡)	法人	令和3年10月	令和4年3月8日(火)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和4年2月8日(火)～令和4年3月1日(火)
		11月、12月	令和4年4月15日(金)		令和4年3月15日(火)～令和4年4月8日(金)
	個人		令和4年5月10日(火)	木之本合同庁舎1階会議室	令和4年4月8日(金)～令和4年5月6日(金)
高 島 市	法人	令和3年10月	令和4年3月10日(木)	大津合同庁舎6階6D会議室	令和4年2月10日(木)～令和4年3月3日(木)
		11月、12月	令和4年4月12日(火)、13日(水)		令和4年3月11日(金)～令和4年4月6日(水)
	個人		令和4年5月6日(金)	高島合同庁舎2階2A会議室	令和4年4月6日(水)～令和4年5月2日(月)

---

**浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告**

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

**1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域**

- (1) 区域の所在地 甲賀市信楽町勅旨
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

**2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり****3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間**

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。
- (2) 縦覧の期間 令和4年2月8日から令和4年2月21日まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

**4 意見書の提出の方法等**

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先  
ア 提出期限 縦覧期間満了の日  
イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

---

**浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告**

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

**1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域**

- (1) 区域の所在地 東近江市葛巻町
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

**2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり****3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間**

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県東近江土木事務所、東近江市都市整備部管理課および東近江市蒲生支所に備え置いて縦覧に供する。
- (2) 縦覧の期間 令和4年2月8日から令和4年2月21日まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

**4 意見書の提出の方法等**

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先  
ア 提出期限 縦覧期間満了の日  
イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県東近江土木事務所、東近江市都市整備部管理課および東近江市蒲生支所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告**

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

- (1) 区域の所在地 長浜市木之本町大見
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。
- (2) 縦覧の期間 令和4年2月8日から令和4年2月21日まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告**

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしたいので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域

- (1) 区域の所在地 長浜市西浅井町余
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり

3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

- (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。
- (2) 縦覧の期間 令和4年2月8日から令和4年2月21日まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
- (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (4) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**一般競争入札の公告**

滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その6(滋賀県立八幡高等学校ほか6校))契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の

6の規定により公告する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立学校LED照明器具(取付および既設照明の撤去処分を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 下記7校の普通教室、職員室、事務室および廊下等に係る照明器具
- (3) 借入期間 令和4年10月1日(土)から令和14年3月31日(水)まで
- (4) 設置工事期間 契約締結日の翌日から令和4年9月30日(金)まで
- (5) 設置場所 滋賀県立八幡高等学校  
滋賀県立八幡工業高等学校  
滋賀県立八幡商業高等学校  
滋賀県立能登川高等学校  
滋賀県立愛知高等学校  
滋賀県立甲良養護学校  
滋賀県立愛知高等養護学校(愛知高等学校併設)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかの営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:家電・通信・冷暖房機器等

営業種目 大分類:役務 中分類:リース・レンタル

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)
- (2) 提出期限 令和4年3月7日(月)正午到着分まで(持参または書留郵便による郵送に限る。)
- (3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階

#### 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4516 電子メールアドレス ma0006@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和4年2月8日(火)から令和4年3月22日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和4年3月22日(火)は正午まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムおよび(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その6(滋賀県立八幡高等学校ほか6校))契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。



- (4) 入札説明会の日時および場所 開催しない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で各学校に事前連絡し、日時等を調整すること。
- (5) 入札書の提出方法
- ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書の受領期限までに入札すること。
- イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
- ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)
- (6) 入札書の受領期限 令和4年3月22日(火)正午
- (7) 開札の日時および場所 令和4年3月22日(火)13時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階)
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、総貸借料(114月分)を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件
- (1) 前金払 行わない。
- (2) 部分払 行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 一連となる調達契約のうち最初の契約に係る入札公告日 令和3年6月25日(金)
- 13 その他必要事項
- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札を行う場合にその入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

- (9) 賃貸借終了後、設置した照明等については、滋賀県に対し無償で譲渡するものとする。  
(10) その他詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented: Lighting equipment, installation and disposal of existing lights included, 1 set  
(2) Deadline for tender: 12:00, March 22, 2022  
(3) For further information, contact: General Education Division, Education Bureau, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4516

-----  
一般競争入札の公告

滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その7(滋賀県立彦根東高等学校ほか5校))契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立学校LED照明器具(取付および既設照明の撤去処分を含む。) 一式  
(2) 借入物品の特質等 下記6校の普通教室、職員室、事務室および廊下等に係る照明器具  
(3) 借入期間 令和4年10月1日(土)から令和14年3月31日(水)まで  
(4) 設置工事期間 契約締結日の翌日から令和4年9月30日(金)まで  
(5) 設置場所 滋賀県立彦根東高等学校  
滋賀県立河瀬高等学校  
滋賀県立彦根工業高等学校  
滋賀県立彦根翔西館高等学校  
滋賀県立盲学校  
滋賀県立鳥居本養護学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。  
(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。  
(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。  
(4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかの営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:家電・通信・冷暖房機器等

営業種目 大分類:役務 中分類:リース・レンタル

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)  
(2) 提出期限 令和4年3月7日(月)正午到着分まで(持参または書留郵便による郵送に限る。)  
(3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階

## 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大

津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4516 電子メールアドレス ma0006@pref.shiga.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間 令和4年2月8日(火)から令和4年3月22日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和4年3月22日(火)は正午まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムおよび(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その7(滋賀県立彦根東高等学校ほか5校))契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 開催しない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で各学校に事前連絡し、日時等を調整すること。
- (5) 入札書の提出方法
  - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書の受領期限までに入札すること。
  - イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
  - ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)
- (6) 入札書の受領期限 令和4年3月22日(火)正午
- (7) 開札の日時および場所 令和4年3月22日(火)14時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階)
- 5 入札方法等
  - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
  - (2) 入札金額は、総賃貸借料(114月分)を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
  - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
  - (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件
  - (1) 前金払 行わない。
  - (2) 部分払 行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 一連となる調達契約のうち最初の契約に係る入札公告日 令和3年6月25日(金)
- 13 その他必要事項
  - (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。
  - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
  - (3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。

- (4) 再度の入札を行う場合にその入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (9) 賃貸借終了後、設置した照明等については、滋賀県に対し無償で譲渡するものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented: Lighting equipment, installation and disposal of existing lights included, 1 set
- (2) Deadline for tender: 12:00, March 22, 2022
- (3) For further information, contact: General Education Division, Education Bureau, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4516

-----  
一般競争入札の公告

滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その8(滋賀県立長浜北高等学校ほか4校))契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立学校LED照明器具(取付および既設照明の撤去処分を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 下記5校の普通教室、職員室、事務室および廊下等に係る照明器具
- (3) 借入期間 令和4年10月1日(土)から令和14年3月31日(水)まで
- (4) 設置工事期間 契約締結日の翌日から令和4年9月30日(金)まで
- (5) 設置場所 滋賀県立長浜北高等学校  
滋賀県立長浜北星高等学校  
滋賀県立虎姫高等学校  
滋賀県立伊香高等学校  
滋賀県立長浜北星高等養護学校(長浜北星高等学校併設)

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかの営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:家電・通信・冷暖房機器等

営業種目 大分類:役務 中分類:リース・レンタル

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)

までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)

(2) 提出期限 令和4年3月7日(月)正午到着分まで(持参または書留郵便による郵送に限る。)

(3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階

#### 4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4516 電子メールアドレス ma0006@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和4年2月8日(火)から令和4年3月22日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和4年3月22日(火)は正午まで)

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムおよび(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その8(滋賀県立長浜北高等学校ほか4校))契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 開催しない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で各学校に事前連絡し、日時等を調整すること。

#### (5) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

(6) 入札書の受領期限 令和4年3月22日(火)正午

(7) 開札の日時および場所 令和4年3月22日(火)15時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階)

#### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総賃貸借料(114月分)を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

#### 7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

#### 10 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 一連となる調達契約のうち最初の契約に係る入札公告日 令和3年6月25日(金)

13 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札を行う場合にその入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (9) 賃貸借終了後、設置した照明等については、滋賀県に対し無償で譲渡するものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented : Lighting equipment, installation and disposal of existing lights included, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, March 22, 2022
- (3) For further information, contact : General Education Division, Education Bureau, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4516

-----  
一般競争入札の公告

滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その9(滋賀県立長浜農業高等学校ほか3校))契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年2月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立学校LED照明器具(取付および既設照明の撤去処分を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 下記4校の普通教室、職員室、事務室および廊下等に係る照明器具
- (3) 借入期間 令和4年10月1日(土)から令和14年3月31日(水)まで
- (4) 設置工事期間 契約締結日の翌日から令和4年9月30日(金)まで
- (5) 設置場所 滋賀県立長浜農業高等学校  
滋賀県立伊吹高等学校  
滋賀県立米原高等学校  
滋賀県立長浜養護学校(伊吹高等学校内併設の伊吹分教室を含む。)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参

加資格者名簿に次のいずれかの営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：家電・通信・冷暖房機器等

営業種目 大分類：役務 中分類：リース・レンタル

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)

(2) 提出期限 令和4年3月7日(月)正午到着分まで(持参または書留郵便による郵送に限る。)

(3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4516 電子メールアドレス ma0006@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和4年2月8日(火)から令和4年3月22日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和4年3月22日(火)は正午まで)

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムおよび(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その9(滋賀県立長浜農業高等学校ほか3校))契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 開催しない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で各学校に事前連絡し、日時等を調整すること。

(5) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

(6) 入札書の受領期限 令和4年3月22日(火)正午

(7) 開札の日時および場所 令和4年3月22日(火)16時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館4階)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総賃貸借料(114月分)を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
  - (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件
- (1) 前金払 行わない。
  - (2) 部分払 行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 一連となる調達契約のうち最初の契約に係る入札公告日 令和3年6月25日(金)
- 13 その他必要事項
- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。
  - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
  - (3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。
  - (4) 再度の入札を行う場合にその入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
  - (5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
  - (6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
  - (7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
  - (8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
  - (9) 賃貸借終了後、設置した照明等については、滋賀県に対し無償で譲渡するものとする。
  - (10) その他詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be rented: Lighting equipment, installation and disposal of existing lights included, 1 set
  - (2) Deadline for tender: 12:00, March 22, 2022
  - (3) For further information, contact: General Education Division, Education Bureau, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4516

### 病院事業庁告示

#### 滋賀県病院事業庁告示第1号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他病院事業庁長が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札または指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和4年2月8日



滋賀県病院事業庁長 宮川正和

- 1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供
- 2 申請書類および配布時期
  - (1) 申請書類
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 営業所(または営業部署)情報登録表
    - ウ 法人にあっては、登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し
    - エ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し
    - オ 財務諸表
    - カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)
    - キ 営業所等の長に滋賀県病院事業庁との取引を委任する者にあつては、その委任状
    - ク 役員等に関する調書
    - ケ 希望営業種目選択表
  - (2) 配布時期 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。))を除く。)の8時30分から正午までおよび13時から17時15分までとする。
- 3 申請書類の受付期間 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで(休日を除く。)の8時30分から正午までおよび13時から17時15分までとする。なお、郵送による受付は行わない。
- 4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5299
- 5 申請書類の送付方法 受付場所への持参
- 6 申請書類に使用する言語 日本語
- 7 入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者
- 8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 売上高
  - (2) 経営規模
    - ア 自己資本
    - イ 従業員数
  - (3) 経営状況
    - ア 流動比率
    - イ 営業年数
- 9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日が令和4年4月1日から令和4年9月30日までの日のときは有効期間を令和4年9月30日までとし、資格を有すると認めた日が令和4年10月1日から令和5年3月31日までの日のときは有効期間を令和6年9月30日までとする。

## 病院事業庁公告

## 一般競争入札の公告

令和4年度および5年度における滋賀県立小児保健医療センターの清掃委託業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年2月8日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託契約名 令和4年度および5年度滋賀県立小児保健医療センター清掃業務委託
- (2) 委託業務名および数量 滋賀県立小児保健医療センターにおける清掃業務 一式
- (3) 委託期間 令和4年4月1日(金)から令和6年3月31日(日)まで
- (4) 履行場所 滋賀県立小児保健医療センター 守山市守山五丁目7番30号

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の病院清掃に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県庁舎管理業務関係指名停止等基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名保留の措置期間中でないこと。
  - (4) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (5) 平成29年4月1日以降に病床数100床以上かつ2診療科以上の病院の清掃業務を請け負った実績を有すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の審査書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限まで提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および2(5)に示す資格に関する契約書等の写し
- (2) 提出期限 令和4年3月1日(火)17時まで
- (3) 提出場所 滋賀県立小児保健医療センター事務局 〒524-0022 守山市守山五丁目7番30号

## 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先
  - ア 滋賀県物品・役務電子調達システム
  - イ 滋賀県立小児保健医療センター事務局 〒524-0022 守山市守山五丁目7番30号 電話 077-582-6200  
FAX 077-582-6304
- (2) 契約条項を示す期間
  - ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和4年2月8日(火)から令和4年3月22日(火)12時まで
  - イ 滋賀県立小児保健医療センター事務局 令和4年2月8日(火)から令和4年3月22日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和4年3月22日(火)は12時まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 質問方法、提出先および期間
  - ア 質問方法 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは文書(FAX可)による。
  - イ 提出先 (1)に示す場所
  - ウ 提出期間 令和4年2月8日(火)9時から令和4年3月1日(火)17時まで
  - エ 回答方法 滋賀県物品・役務電子調達システムにおいて回答
- (6) 入札書の受領期限 令和4年3月22日(火)12時
- (7) 開札の日時および場所 令和4年3月22日(火)13時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書(案)を熟覧の上で入札しなければならない。
- (3) 入札参加者またはその代理人は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札を行うこととするほか、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出しなければならない。直接提出する場合は、封書に入れ密

封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「[滋賀県立小児保健医療センター清掃業務]の入札書在中」と朱筆し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の表に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「[滋賀県立小児保健医療センター清掃業務]の入札書在中」と朱筆しなければならない。なお、テレックス、電報またはファクシミリの方法による入札は認めない。

- (4) 代理人が入札する場合には、入札前に入札権限に関する委任状を入札執行者に提出しなければならない(入札書と同封しないこと)。なお、この場合の入札書には、委任状の委任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
  - (5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正を除く。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
  - (6) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取り止めることがある。
  - (7) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (8) 入札公告等により入札参加資格確認申請書を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が入札日時までに終了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
  - (9) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
  - (10) (9)において、入札公告等に規定する無効入札をした者は、再度の入札に参加できない。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
  - (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- 8 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (2) この入札は、施行令第167条の10第1項に定める低入札価格調査制度を適用するので、(1)において、落札者となるべき者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回る場合は、調査該当者に対して所定の手続きにより調査等を行うので、調査該当者は事情聴取等に協力しなければならない。なお、調査の結果、適正な契約の履行が確保できないと判断した場合は、次点の入札参加者を落札予定者とする。次点の入札参加者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回る場合も、上記と同様とする。
  - (3) 落札に当たっては、2年間の総額で決定するので、入札書記載金額は、業務請負額2年分の総額を記載すること。
  - (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
  - (5) 落札者の決定後、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
  - (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- 9 契約書作成の要否 要
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 長期継続契約 この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は2年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を滋賀県病院事業

庁に請求することができる。

### 13 その他必要事項

- (1) 当該入札に関しての照会先は、4 (1)のとおり。
- (2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。ただし、当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (4) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が、契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (5) (4)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (6) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (7) 契約の締結に当たっては、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象者でないことの誓約書の提出を求め、また、排除対象者であると判明した場合は、契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので留意すること。
- (8) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of services required : Cleaning Service, Shiga Medical Center for Children, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, March 22, 2022
- (3) For further information, contact : Hospital Secretariat, Shiga Medical Center for Children, 5 - 7 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-0022 Japan TEL 077-582-6200